

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第一百十号）（附則第三十九条関係）

改正案	現行
<p>（運用の範囲）</p> <p>第三条 積立金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 二十三年（略）</p> <p>二十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二十一条第七項に規定する特定社債で政令で定めるもの（次項及び第六項において単に「特定社債」という。）</p> <p>二十五（略）</p> <p>27（略）</p>	<p>（運用の範囲）</p> <p>第三条 積立金は、次に掲げるものに運用する。</p> <p>一 二十三年（略）</p> <p>二十四 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二十一条第五項に規定する特定社債で政令で定めるもの（次項及び第六項において単に「特定社債」という。）</p> <p>二十五（略）</p> <p>27（略）</p>